

特別障害者手当の障害要件

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B1程度の障害の重複またはこれらと同程度の疾病、精神障害を有する20歳以上の障害者。

<p>(1) 障害の重複 (2) 障害の三重複 (3) 両上肢・両下肢・体幹 + 日常生活動作 (4) 内部障害・その他の疾患 + 安静度 (5) 精神障害 + 日常生活能力</p>	のいずれか1つに該当する方
---	---------------

(1) 障害の重複・・・ ~ の障害うち2つ以上該当するもの。
両眼の視力の和が0.04以下のもの。
両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの。
両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。
両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの。
体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることのできない程度の障害を有するもの。
前各号に掲げるもののほか、 <u>身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。</u> (心臓機能障害等 安静度2度の疾患)
精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。(知的障害は、おおむねIQ20以下、その他の精神障害は日常生活能力10点以上： 精神障害 + 日常生活能力 参照。

~ は、障害基礎年金1級相当の障害。

【補足説明】

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状・・・心臓 呼吸器 じん臓 肝臓 血液疾患 厚生省特定疾患(特殊疾病71疾病) 難治性の慢性疾患 シモンズ・シーハン・アジソン病 重度の糖尿病 慢性膵炎 重度筋無力症など3ヶ月以上安静をようするもの。

上記 ~ の中で、どれか1つに該当するかたは、(2) 障害の三重複 を参照してください。

の1つに該当するかたは、(2) 障害の三重複 (3) 両上肢・両下肢・体幹 + 日常生活動作 を参照してください。

(2) 障害の三重複・・・「(1) 障害の重複」の障害うち1つを有し、下記 ~ の障害のうち2つ以上〔(1)の障害を除く〕該当するもの。
両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの。
両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの。
平衡機能に極めて著しい障害を有するもの。

そしゃく機能（食べ物を噛みくだくこと）を失ったもの。
音声又は言語機能を失ったもの。
両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの。
一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの。
一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの。
体幹の機能歩くことができない程度の障害を有するもの。
前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。（心臓機能障害等 安静度2度の疾患）
精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。（知的障害は、おおむねIQ35以下、その他の精神障害は日常生活能力8点以上：(5) 精神障害+日常生活能力 参照。）

～ は、障害基礎年金2級相当の障害。

【 補 足 説 明 】

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状・・・心臓 呼吸器 じん臓 肝臓 血液疾患 厚生省特定疾患（特殊疾病71疾病） 難治性の慢性疾患 シモンズ・シーハン・アジソン病 糖尿病 慢性重度筋無力症など3ヶ月以上安静をようするもの。

上記 で内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器等の障害）1級・2級 + 安静度1度
（絶対安静のかたは、(4) 内部障害・その他の疾患 + 安静度 を参照してください。

また でおおむね療育手帳A・B1 精神障害者手帳1・2級のかたは、(5) 精神障害+日常生活能力を参照してください。

(3) 両上肢・両下肢・体幹 + 日常生活動作

- (1) 障害の重複 の 両上肢 両下肢 体幹 の障害のうち1つを有し、かつ『日常生活動作評価表』の合計点数が10点以上の場合。

『日常生活動作評価表』

動 作	評 価
1 タオルをしぼる（水をきれる程度）	
2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	
4 ワイシャツのボタンをとめる	
5 座る（正座・横座り・あぐら・脚をなげだしの姿勢を維持する）	
6 立ち上がる	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	

上記の各動作の評価は次によること。

評 価	ひとりできる。	0点
	ひとりできてもうまくできない。	1点
	ひとりでは全くできない。	2点
	注(1) 2の場合については、次によること。 5秒以内にできる。	0点
	10秒以内にできる。	1点
	10秒以内ではできない。	2点
	注(2) 3及び4の場合については、次によること。 30秒以内にできる。	0点
	1分以内にできる。	1点
	1分以内ではできない。	2点

(4) 内部障害・その他の疾患 + 安静度

内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器等の障害）1級・2級又はその他の疾患であって安静度1度（絶対安静）のかた。

その他の疾患とは、血液疾患 厚生省特定疾患（特殊疾病71疾病） 難治性の慢性疾患シモンズ・シーハン・アジソン病 重度の糖尿病 慢性すいえん 重度筋無力症など3ヶ月以上安静をようするもの。

安静度1度（絶対安静）
1 食事：ねたまま食べさせてもらう。
2 排便：便器を使う。
3 面会談：いけない。
4 歩行：いけない。
5 清拭と入浴：入浴はいけない。清拭は医師の指示による。
6 洗髪：いけない。
7 外来受診：外来受診はいけないが病状については常に医師と連絡を保つ。
8 自由時間の内容：自由時間はない。 (昭和38年6月7日保発第12号厚生省保健局長通知より)

(5) 精神障害 + 日常生活能力

知的障害・精神障害を有し、『日常生活能力判定表』の合計が14点以上の場合。

知的障害・精神障害は、おおむね療育手帳A・B 1 精神障害者手帳1・2級

『日常生活能力判定表』

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりできる	介護があればできる	できない
2 用便（月経）始末	ひとりできる	介護があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりできる	介護があればできる	できない
4 簡単な買い物	ひとりできる	介護があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない